

●関係機関一覧表

名 称	所 在 地	T E L	F A X
香川県障害福祉課	高松市番町4-1-10	087-832-3292	087-806-0240
香川県障害福祉相談所	高松市田村町1114	087-867-2696	087-867-3050
香川県精神保健福祉センター	高松市松島町1-17-28	087-804-5565	087-835-5474
香川県健康福祉総務課	高松市番町4-1-10	087-832-3280	087-806-0209
香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8250	0879-42-5881
香川県西讃保健福祉事務所健康福祉総務課	観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-3082	0875-25-6320
香川県中讃保健福祉事務所生活福祉総務課	丸亀市土器町東8-526	0877-24-9960	0877-24-8340
香川県小豆総合事務所保健福祉課	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1373	0879-62-1384
香川県税事務所自動車税課(自動車税種別割の身障減免)	高松市松島町1-17-28	087-806-0314	087-833-2388
香川県税事務所自動車税課(自動車登録時の身障減免)	高松市鬼無町佐藤20-10	087-881-3858	087-881-6443
高松市市民税課(軽自動車税の身障減免)	高松市番町1-8-15	087-839-2233	087-839-2230
高松市障がい福祉課	高松市番町1-8-15	087-839-2333	087-821-0086
丸亀市福祉課	丸亀市大手町2-4-21	0877-24-8805	0877-24-8861
坂出市ふくし課	坂出市室町2-3-5	0877-44-5007	0877-45-7270
善通寺市社会福祉課	善通寺市文京町2-1-1	0877-63-6339	0877-63-6355
観音寺市社会福祉課	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3963	0875-23-3993
さぬき市障害福祉課	さぬき市寒川町石田東甲935-1	0879-26-9903	0879-26-9944
東かがわ市福祉課	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1228	0879-26-1338
三豊市福祉課	三豊市高瀬町下勝間2373	0875-73-3015	0875-73-3023
土庄町健康福祉課	小豆郡土庄町湊崎甲1400-2	0879-62-7002	0879-64-6105
小豆島町健康づくり福祉課	小豆郡小豆島町片城甲44-95	0879-82-7038	0879-82-1120
三木町福祉介護課	木田郡三木町大字氷上310	087-891-3304	087-898-1994
直島町住民福祉課	香川郡直島町1122-1	087-892-2223	087-892-3888
宇多津町保健福祉課	綾歌郡宇多津町1881	0877-49-8003	0877-49-8026
綾川町健康福祉課	綾歌郡綾川町滝宮299	087-876-1113	087-876-3120
琴平町住民福祉課	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6723	0877-75-6721
多度津町健康福祉課	仲多度郡多度津町栄町1-1-91	0877-33-1134	0877-33-2550
まんのう町福祉保険課	仲多度郡まんのう町吉野下430	0877-73-0124	0877-73-0111
かがわ総合リハビリテーション福祉センター	高松市田村町1114	087-867-7686	087-867-0420
高次脳機能障害相談窓口	高松市田村町1114	087-867-7686	087-867-0420
香川県視覚障害者福祉センター	高松市番町1-10-35	087-812-5563	087-861-1566
香川県聴覚障害者福祉センター	高松市太田上町405-1	087-868-9200	087-868-9201
高松公共職業安定所	高松市花ノ宮町2-2-3	087-806-0050	087-869-8862
香川障害者職業センター	高松市観光通2丁目5番20号	087-861-6868	087-861-6880
香川県発達障害者支援センター「アルプ스가わ」	高松市田村町1114	087-866-6001	087-867-0420
法テラス香川 <small>事前電話予約制 相談日 毎週月・水・木曜日 13:00~16:00</small>	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	050-3383-5570	相談時間は30分程度。相談回数には制限があります。
公益財団法人 香川県身体障害者団体連合会	高松市番町1丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター内	087-862-3540	087-837-6521

なお各支援の詳細については、各関係機関まで問い合わせ下さい。

身体障害者 療 育 障 害 者

手帳の交付を受けた方の福祉便覧



香川県障害者社会参加推進センター
公益財団法人 香川県身体障害者団体連合会内

この便覧発行事業は、共同募金の配分金を受けて実施しています。

支援の種類	対象者の障害程度	障害の範囲									内容	手続きに必要なもの			取扱・相談窓口	
		視覚	聴覚	聾・聵	上肢	下肢	体幹	内部	知的	精神		手帳	印かん	その他		
家庭生活の 援助	ホームヘルプサービス		○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害等のため、日常生活を営むのに支障がある障害児・者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行う。原則1割の利用者負担がある。	○	印 か ん の 有 無 に つ い て は 取 扱 ・ 相 談 窓 口 で お 尋 ね 下 さ い	相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	移動支援		○			○	○	○		○	○	障害児・者が社会生活上必要な外出及び社会参加のための外出をするとき、付き添い等を行う。利用者負担がある。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	同行援護		○									移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を行う。利用者負担がある。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	児童発達支援・放課後等デイサービス	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害児の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種の便宜を提供する。原則1割の利用者負担がある。給食サービス等については実費負担。	○		相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	保育所等訪問支援	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。原則1割の利用者負担がある。	○		相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	短期入所(ショートステイ)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	在宅の重症心身障害児・者、知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者を介護している保護者が社会的理由や私的理由のため家族介護が困難になったとき、障害児・者が施設を一時的に利用するもの。原則1割の利用者負担がある。食料費、日用品等負担あり。	○		相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	グループホーム		○	○	○	○	○	○	○	○	○	共同生活を営む障害者に対し、日常生活における援助を行う。家賃等については実費負担(1万円を上限に補助あり)。利用者負担がある。その他食料費、日用品等負担あり。	○		相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	重度身体障害者住宅改造事業補助	1・2級	○			○	○	○				視覚障害者又は肢体不自由者で身体障害者手帳1級又は2級の者の属する世帯で、前年における所得税が非課税の世帯に限られる。補助限度額66万円(工事費限度額100万円)。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	県営住宅登録入居	1級~4級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害者がある世帯は、抽選での入居の他に、登録しておいて入居の順番を待つ制度がある(登録は随時受付)。入居基準、収入基準がある。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	香川県県営住宅管理センター
	日常生活用具の給付	重度障害(児)者等	○	○	○	○	○	○	○	Ⓐ	Ⓐ	重度の障害者の日常生活がより円滑に行われるよう生活用具を給付する。利用者負担がある。事業の詳細については各市町へ問い合わせること。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	日常生活用具の貸与 福祉電話	1・2級	○	○			○	○	○			難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)のみの世帯及びこれに準ずる世帯が対象。所得により自己負担がある(未実施の市町あり)。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
	日常生活用具の貸与 ファックス	3級以上		○	○							電話(難聴者用電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯が対象。所得により自己負担がある(未実施の市町あり)。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課
自動車改造費の助成	1級~2級				○	○	○				自らが所有、運転し、原則、自動車運転免許証に記載された改造箇所に限る。(本人及び世帯員について所得制限や使用目的に制限がある。助成額は、100,000円が上限)。	○	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課		
社会生活の 適応・促進	手話通訳者・要約筆記者派遣			○	○						聴覚障害者が公共機関等で円滑な意志疎通が図れるように手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。		相談窓口でお尋ね下さい	県・市・町福祉担当課		
	パソコンボランティアの派遣		○	○	○	○	○	○	○	○	障害者に対し、障害に応じたパソコン操作等をサポートするため、パソコンボランティアを家庭等に派遣する。	○	相談窓口でお尋ね下さい	県視覚障害者福祉センター 県聴覚障害者福祉センター かがわ総合リハビリテーション福祉センター		
	補装具費の支給		○	○	○	○	○	○	○	○	身体上の障害を補うための用具の購入、修理及び借受に要する費用の支給。原則1割の利用者負担がある。	○	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課		
施設等の 利用	身体障害者補助犬の給付		○	○		○	○	○			日常生活に著しい困難のある身体障害者で、補助犬を利用することで就労等の社会参加に役立てることができる方に給付。盲導犬・介助犬・聴導犬の3種がある。	○	確認下さい	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課 県障害福祉課	
	障害者スポーツ等社会参加推進事業		○	○	○	○	○	○	○	○	障害者スポーツ教室やスポーツ大会・公認初級パラスポーツ指導員養成事業を行う。	○	相談窓口でお尋ね下さい	かがわ総合リハビリテーション福祉センター		
	施設障害福祉サービス等の利用		○	○	○	○	○	○	○	○	療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・施設入所支援・障害児入所施設・児童発達支援センター	○	相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課 県障害福祉相談所		
	施設利用		○	○	○	○	○	○	○	○	点字図書館(点字図書・録音図書の無料貸出)・字幕付ビデオライブラリー(聴覚障害者用の無料貸出)	○	相談窓口でお尋ね下さい	県視覚障害者福祉センター 県聴覚障害者福祉センター		
			○	○	○	○	○	○	○	○	体育館(介護者1名無料)・プール(介護者1名無料)・グラウンド・アーチェリー場・研修室・会議室・福祉バス等(プール用車イスやスロープがあります)。	○	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	かがわ総合リハビリテーション福祉センター		
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	就労移行支援又は自立訓練事業を利用している方や障害者支援施設等に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。所得制限がある。	○	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課		
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害者支援施設等又は就労移行支援・就労継続支援の訓練を終了して就職等をするときに、就職支度金を支給する。	○	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課		

注1:「障害の範囲」欄の○印は、対象となる障害区分です。ただし、障害程度により制限があります。

注2:「内容」欄は、各市町によって該当しないものがあったり、また、サービスの内容や支給要件が異なることがあり

ますので、詳細については、お住まいになっている市福祉事務所・町福祉担当課にお尋ねください。

支援の種類	対象者の障害程度	障害の範囲									内容	手続きに必要なもの			取扱・相談窓口		
		視覚	聴覚	盲・聾	上肢	下肢	体幹	内部	知的	精神		手帳	印かん	その他			
保健・医療	在宅重症心身障害児(者)訪問指導	重度障害児(者)										生活指導、診療、療育等の助言を受ける。県の事業で、在宅の訪問指導(医師・保健師等)。個人負担なし。			取扱・相談窓口でお尋ね下さい	県障害福祉相談所	
	障害児等療育支援事業	障害児等										療育に関する相談、療育支援等。			取扱・相談窓口でお尋ね下さい	県障害福祉課ほか	
	重度心身障害者等医療費支給	1級~3級(市町により4級・B)	○	○	○	○	○	○	○	○	④~⑥	重度障害者等を対象にして、医療保険の自己負担分の一部を支給する。身体障害者手帳の交付時が65才未満の場合に限る(普通寺市を除く)。所得制限あり。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課	
	自立支援医療(更生医療(18才以上)・育成医療(18才未満)・精神通院医療)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	対象となる医療について利用者負担がある。本人の属する世帯の所得や本人の収入に応じて月の限度額が決まる。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課	
手当	特別障害者手当		常時特別な介護を必要とする程度の障害を有する者(満20才以上の者)									日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅障害者に手当を支給する。認定基準・所得制限がある。27,980円/月(R5年度)。	○	印かんの有無については取扱・相談窓口で確認下さい	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課	
	特別児童扶養手当	(20才未満)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害児を養育している父母・養育者に手当を支給する。認定基準・所得制限がある。1級 53,700円/月、2級 35,760円/月(R5年度)。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課	
	障害児福祉手当		常時介護を必要とする程度の障害を有する者(満20才未満の者)									日常生活において常時、介護を必要とする在宅障害児に対し、手当を支給する。認定基準・所得制限がある。15,220円/月(R5年度)。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町福祉担当課	
経金	障害基礎年金(手帳の等級と年金の等級は異なる)	1級	○	○		○	○	○	○	○	○	20才前又は公的年金制度に加入している期間中に初診日のある傷病により障害者になった場合に、年金が支給される。認定基準あり。20才前障害(無拠出)は、所得制限がある。1級 82,812円/月、2級 66,250円/月(R5年度)。昭和31年4月1日以前に生まれた方 1級 82,562円、2級 66,050円	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町国民年金課各共済組合	
		2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
済的負担	自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の減免	本人運転	1~4級	2・3級(平衡)3級	(帳簿提出)3級	1・2級	1~6級	1~3・5級	1~3級			18才以上の身体障害者の場合は、本人名義の車であること。18才未満の者の場合は、身体障害者本人又は生計を一にする家族の所有名義であること。知的障害者又は精神障害者の場合は、本人又は生計を一にする家族の所有名義であること。自立支援医療(精神通院)受給中の精神障害者であること。減免上限額がある。同一の障害区分において複数の障害を有する場合は、合計の等級で判定。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	県税事務所	
	同一生計者・常時介護者が通院等で運転	1~4級	2・3級(平衡)3級		1・2級	1~3級	1~3級	1~3級	④A	1級							
済的負担	軽自動車税(種別割)の減免	本人運転	1~4級	2・3級(平衡)3級	(帳簿提出)3級	1・2級	1~6級	1~3・5級	1・3級			18才以上の身体障害者の場合は、本人所有名義の車であること。18才未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の場合は、本人又は生計を一にする家族の所有名義であること。自立支援医療(精神通院)受給中の精神障害者であること。同一障害区分における複数の障害がある場合、合計等級で判定。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	市・町税担当課	
	同一生計者・常時介護者が通院等で運転	1~4級	2・3級(平衡)3級		1・2級	1~3級	1~3級	1・3級	④A	1級							
の軽減	所得税・住民税の控除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害者控除・特別障害者(身体障害者1・2級、療育④・A、精神障害者保健福祉1級)控除。同居特別障害者に該当する場合は、控除額の上乗せがある。	○	取扱・相談窓口	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	税務署市・町税担当課	
	相続における障害者控除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年1月1日以後の相続の場合、障害者が85歳に達するまで、1年につき10万円(特別障害者は20万円)を乗じた金額を税額から控除する。例:20歳の障害者に相続700万円の相続税がかかる場合、相続税700万円-10万円×(85歳-20歳)=50万円					
の軽減	特定障害者に対する贈与税の非課税	1級・2級	○	○	○	○	○	○	○	○	④A	1級	信託受益権の価格が6,000万円まで非課税。	○	取扱・相談窓口	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	税務署
											④B	2級3級	信託受益権の価格が3,000万円まで非課税。				
の軽減	JRの旅客運賃の割引		○	○	○	○	○	○	○	○		第1種及び第2種の本人が単独で片道100kmを超える乗車については、本人のみ5割引。介護者同伴の第1種については、本人と介護者5割引。(身体障害者旅客運賃割引規則による。)	○	手帳を提示して乗車券を購入。乗車時には手帳を所持	取扱・相談窓口でお尋ね下さい	切符発売窓口	
	JR特急料金等の割引(「ジパング倶楽部」特別会員)	女55才・男60才以上の者	○	○	○	○	○	○	○	○		片道、往復又は連続で201km以上乗車の場合、特急券(新幹線のぞみ・みずほは除く)・急行券・グリーン券・指定席券が割引(2~3割引)。1種障害者手帳所持者は介護者1名可。会員誌の送付はない。	○		取扱・相談窓口でお尋ね下さい	県身体障害者団体連合会	
	国内航空運賃の割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方には、障害者運賃(季節で変動)が適用されます。また、介護者1名まで適用されます。	○		航空券購入時及び搭乗時に手帳の提示が必要です	航空券販売窓口	
	電車運賃の割引(ことでん)		○	○	○	○	○	○	○	○		第1種障害者が介護者と乗車したとき、本人・介護者とも5割引。第1・2種障害者単独のとき、5割引。	○		手帳を提示して乗車券を購入詳細は各社で確認	各運行会社	
	路線バスの割引(ことでん)	全	○	○	○	○	○	○	○	○		第1種障害者が介護者と乗車したとき、本人・介護者とも5割引。第1・2種障害者単独、精神障害者単独のとき、5割引。	○		手帳を提示して乗車券を購入詳細は各社で確認	各運行会社	
の軽減	高速バスの割引		○	○	○	○	○	○	○			身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、旅客運賃割引欄が第1種又は第2種の方は全路線で運賃が普通片道運賃の5割引となります。第1種の方は、介護者も5割引(同便・同区間)	○	手帳を提示して乗車券を購入詳細は各社で確認	各運行会社		

注1:「障害の範囲」欄の○印は、対象となる障害区分です。ただし、障害程度により制限があります。

注2:「内容」欄は、各市町によって該当しないものがあったり、また、サービスの内容や支給要件が異なることがありますので、詳細については、お住まいになっている市福祉事務所・町福祉担当課にお尋ねください。

